家屋を取り壊した方はご連絡を

平成 29 年中に取り壊された家屋は、平成 30 年度から固定資産税の課税対象になりません。 家屋を取り壊した方、又は家屋が火災等の被害に遭われた方はご連絡ください

【お問合せ】

│ 税務課 資産税係 🕿 72-3751(内線:177、129、131、134)



宮古島市子供の居場所運営事業による 「居場所型学習支援教室」のお知らせ

宮古島市では、生活が困窮している子育て世帯の子どもに対して、 生活指導や軽食の提供、キャリア教育を行うための居場所型学習支援 教室を平成28年6月より開所しています。

生活困窮世帯の子どもの健康と安全を確保するとともに、学習態度 の改善を図るための支援や心のケアの支援、多様性のある教育と学習の機会を提供し、自己肯定 感を高め、力強く生きていく力を育む事を目的としています。

子ども達が生まれ育った環境に左右されることなく、安心して夢や希望が持てるような支援を 行っていきます。

【居場所型学習支援教室の内容】

▶対象:生活保護世帯・準要保護世帯

*上記2つに当てはまらない場合は、世帯状況を確認しながら判定

▶場所:宮古島市内

▶時間:下校~21時の間(月~土)

▶形式: 居場所型学習支援(軽食・送迎あり)*送迎は要相談

生活困窮者支援制度について

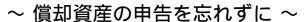
第2のセーフティネットとして平成27年度から施行されて、福祉政策課地域福祉係にて実施しています。生活に困窮している方に対し相談支援員が相談を受け自立に向けた支援を行います。

支援事業名	事業内容
自立相談支援事業	相談支援員が相談を受けて解決策を一緒に考えたり、各専門機関へ
	の紹介等を行うなど、自立に向けた支援を行います。
	離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方に対して
住居確保給付金*	就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額(当市基準)を支給致し
	ます。
一時生活支援事業*	住居を持たない方、または不安定な住居形態の方に、一定期間、宿
	泊場所や衣食を提供致します。
フドナの労割士控事業は	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、進学や中退防止に
子どもの学習支援事業*	関する支援、子どもと保護者の双方に必要な支援等を行います。

※一定の資産収入状況等の要件があります。

【お問合せ】福祉政策課 ☎ 73-1981

税務課資産税係からのお知らせ



償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械(農業機械含む)、備品等(土地・家屋を除く)のことです。下記の対象者となる方は、早めの申告をお願いします。

期	間	平成 30 年 1 月 4 日 (木)~平成 30 年 1 月 31日 (水)	
対	象	・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人。 ・1月1日現在、市内で直接事業を営んではいないが、事業用の償却資産を貸し付け ている個人または法人	
内	容	・昨年まで申告している方は、「1年間の償却資産の増減のみ(電算処理での申告は、 全資産)」を申告。 ・新たに申告する方は、「1月1日現在所在している償却資産すべて」を申告。 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください。 ※電子申告(エルタックス)での申告もできます。	

- ①申告された償却資産課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。
- ②税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
- 於務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人へも申告書を送付しております。初めて申告書を受けられた方も申告の対象事業所(者)となります。また、申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税になることがありますので、あらかじめご了承ください。

課税免除特例の申請について

宮古島市では、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例により、沖縄県の自主的発展に寄与する目的として一部固定資産税の免除措置があります。

- ■申告期間: 平成30年1月4日(木)~平成30年1月31日(水)
- ■受付場所:税務課 資産税係 窓口
- ※ 特例措置を受けるには、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、 宮古島市ホームページの「税金」、「課税免除の特例について」をご覧頂くか、税務課資産 税係までお問い合わせ下さい。

住宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。 住宅を新築・増築した場合や住宅の全部、一部を取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、当該年度の初日に属する年の1月31日までに申告書の提出が必要になります。

固定資産の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。

市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取壊し、償却資産などの実態を把握し、市の課税台帳との登録内容が一致しているかどうかを確認します。

調査にあたっては、敷地外からの外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入らせていただ く場合もあります、また記録のため写真撮影をさせていただきます。

調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員は市が発行する 「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、また委託した調査会社職員は「調査員証明書」 を携帯していますのでご確認下さい。